

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	1	合併の方式
調整内容	白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村、同郡東村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。	

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併
合併方式の定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入（吸収）することで、市町村の数の減少を伴うもの。
新市の法人格		合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とするところが多いが、新たに制定することもできる。
新市の事務所の位置		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村長の身分		合併関係市町村のすべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村の選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は全員失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村議会の議員は在任し、編入される市町村議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	合併特例法により、次のいずれかによることができる。	合併特例法により、次のいずれかによることができる。
	定数特例 在任特例	設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍の数まで）とすることができる。 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議員の被選挙権を有することとなる者は、2年を超えない範囲において在任できる。	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り在任できる。この場合さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を適用することができる。
農業委員会委員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）はすべて失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲内で編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。
一般職の身分		市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
その他の特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。  行政委員会の委員のうち、下記の委員については、新市町村長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 教育委員会委員 選挙管理委員会委員 固定資産評価審査委員会委員	編入する市町村の特別職は身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される。
新市建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を策定する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を策定する必要がある。

【先進事例】

合併形態	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名	合併形態	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
新 設	千曲市（長野県）	平成15年9月1日	更埴市、上山田町、戸倉町	新 設	伊豆市（静岡県）	平成16年4月1日	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
	富士河口湖町（山梨県）	平成15年11月15日	河口湖町、勝山村、足和田村		御前崎市（静岡県）	平成16年4月1日	御前崎町、浜岡町
	飛騨市（岐阜県）	平成16年2月1日	古川町、河合村、宮川村、神岡町		京丹後市（京都府）	平成16年4月1日	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町
	本巣町（岐阜県）	平成16年2月1日	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村		養父市（兵庫県）	平成16年4月1日	養父町、八鹿町、大屋町、関宮町
	佐渡市（新潟県）	平成16年3月1日	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村		三次市（広島県）	平成16年4月1日	三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和村
	かほく市（石川県）	平成16年3月1日	高松町、七塚町、宇ノ気町		四国中央市（愛媛県）	平成16年4月1日	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町
	あわら市（福井県）	平成16年3月1日	芦原町、金津町		西予市（愛媛県）	平成16年4月1日	明浜町、宇和町、野村町、城川町三瓶町
	郡上市（岐阜県）	平成16年3月1日	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村		編 入	福山市（広島県）	平成15年2月3日
	下呂市（岐阜県）	平成16年3月1日	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村	廿日市市（広島県）		平成15年3月1日	廿日市市、佐伯町、吉和村
	安芸高田市（広島県）	平成16年3月1日	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	呉市（広島県）		平成15年4月1日	呉市、下蒲刈町
	対馬市（長崎県）	平成16年3月1日	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	新居浜市（愛媛県）		平成15年4月1日	新居浜市、別子山村
	壱岐市（長崎県）	平成16年3月1日	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	野田市（千葉県）		平成15年6月6日	野田市、関宿町
	上天草市（熊本県）	平成16年3月31日	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	新発田市（新潟県）		平成15年7月7日	新発田市、豊浦町
	阿賀野市（新潟県）	平成16年4月1日	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	田原市（愛知県）		平成15年8月20日	田原市、赤羽根町
	東御市（長野県）	平成16年4月1日	北御牧村、東部町	府中市（広島県）		平成16年4月1日	府中市、上下町
					呉市（広島県）	平成16年4月1日	呉市、川尻町

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	2	合併の期日
調整方針	合併の期日は、平成17年11月7日とする。	

【合併期日の決定に際しての留意事項】

- 1 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから、都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（都道府県）、総務大臣が官報に告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
- 2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引き継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましい。
- 3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。
- 4 合併特例法による特例の適用期限は、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請をし、平成18年3月31日までに合併が行われたときとなっている。

合併の期日とは、合併の協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国への所用の手続きを経た後に協定書等で、定めておいた日をもって合併する日が合併期日となる。

【合併の調印から合併日までの事例】

合併の方式	新市町村名	関係市町村名	協定書調印日	合併期日	準備期間
新設合併	佐渡市（新潟県）	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	H15.6.28	H16.3.1	9ヶ月
	かほく市（石川県）	高松町、七塚町、宇ノ気町	H15.7.23	H16.3.1	8ヶ月
	郡上市（岐阜県）	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村	H15.7.8	H16.3.1	8ヶ月
	下呂市（岐阜県）	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬町	H15.7.17	H16.3.1	8ヶ月
	安芸高田市（広島県）	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	H15.5.27	H16.3.1	10ヶ月
	対馬市（長崎県）	巖原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬市	H14.6.11	H16.3.1	1年10ヶ月
	苓崎市（長崎県）	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	H15.2.4	H16.3.1	1年1ヶ月
	上天草市（熊本県）	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	H15.4.7	H16.3.31	8ヶ月
	阿賀野市（新潟県）	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	H15.4.16	H16.4.1	1年0ヶ月
	伊豆市（静岡県）	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町	H15.8.20	H16.4.1	8ヶ月
	京丹後市（京都府）	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	H15.8.11	H16.4.1	8ヶ月
	養父市（兵庫県）	養父町、八鹿町、大屋町、関宮町	H15.10.24	H16.3.1	5ヶ月
	三次市（広島県）	三次市、甲奴町、君田村、布野町、作木村、吉舎町、三良坂町、三和村	H15.4.1	H16.3.1	10ヶ月
	四国中央市（愛媛県）	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	H15.8.28	H16.4.1	8ヶ月
	西予市（愛媛県）	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	H15.8.31	H16.4.1	8ヶ月
編入合併	府中市（広島県）	府中市、上下町	H15.10.6	H16.4.1	6ヶ月
	呉市（広島県）	呉市、川尻町	H15.8.12	H16.4.1	8ヶ月

【4市村の首長、議会議員、農業委員会委員の任期】

選挙名	白河市			表郷村		大信村		東村	
	任期	定数	任期	定数	任期	定数	任期	定数	任期
市・村長	4年	1名	平成14年8月28日 ~平成18年8月27日	1名	平成15年2月22日 ~平成19年2月21日	1名	平成13年8月25日 ~平成17年8月24日	1名	平成16年6月1日 ~平成20年5月31日
議会議員	4年	24名	平成13年5月10日 ~平成17年5月9日	14名	平成16年2月1日 ~平成20年1月31日	12名	平成16年4月10日 ~平成20年4月9日	14名	平成16年2月8日 ~平成20年2月7日
農業委員会委員	3年	22名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	16名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	12名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	16名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日

【参考法令関係】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

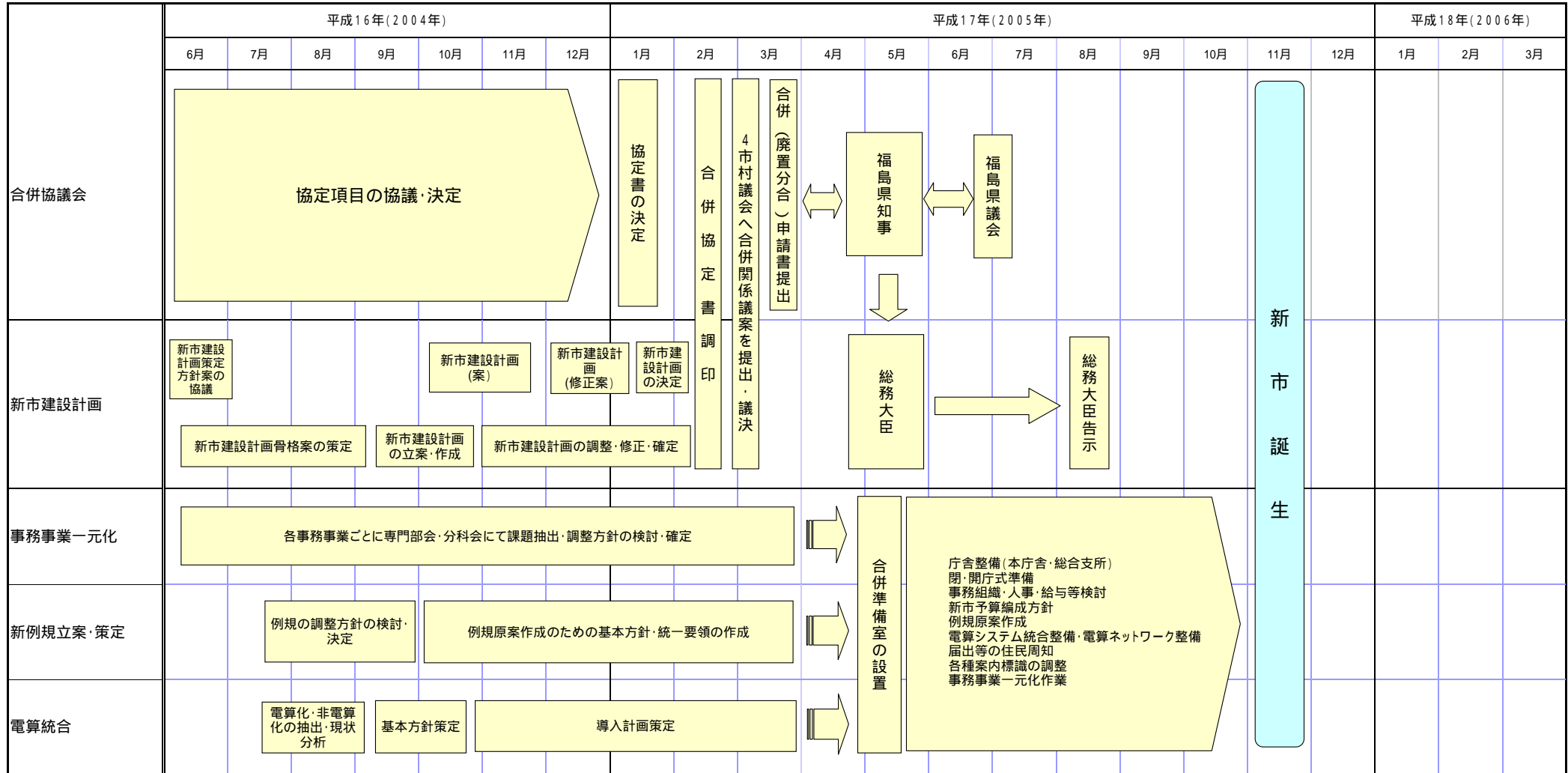
〔附則〕

第1条 【省略】

第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

合併までの想定スケジュール



最近の合併事例における法的手続の状況

	北杜市 山梨県 (新設)	丹波市 兵庫県 (新設)	西条市 愛媛県 (新設)	瀬戸内市 岡山県 (新設)	伊賀市 三重県 (新設)	江田島市 広島県 (新設)
合併協定書調印	H15.10.10	H15.11.30	H16.2.29	H16.3.6	H16.1.26	H16.5.12
市町村議会議決	H15.10.16	H15.12.24	H16.3.18	H16.3.23	H16.3.26	H16.5.13
合併申請書提出	H15.11.4	H16.1.13	H16.3.30	H16.4.20	H16.4.6	H16.5.14
県議会議決	H15.12.11	H16.3.25	H16.6.18	H16.6.25	H16.6.23	H16.6.22
総務大臣官報告示	H16.1.20	H16.4.16	H16.7.1	H16.7.16	H16.7.16	H16.7.22
合併の期日	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1

[手続に要した日数]

合併協定書調印	25	44	30	45	71	2
↓						
合併申請書提出	37	72	80	66	78	39
↓						
県議会議決	40	22	13	21	23	30
↓						
総務大臣官報告示	286	199	123	108	108	102
↓						
合併期日						

合併協定から合併期日 までに要した日数	388 (約1年1ヶ月)	337 (約11ヶ月)	246 (約8ヶ月)	240 (約8ヶ月)	280 (約9ヶ月)	173 (約6ヶ月)
------------------------	-----------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------

施行期日集計(平成11年度以降の合併市町村及び総務大臣告示のあった合併予定市町村)

平成16年12月6日現在

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計											
平成11年度	1												1											
平成12年度										2			2											
平成13年度	1	1						1					3											
平成14年度	2							1			1	2	6											
平成15年度	12	1	1	1	1	1		1	1		2	9	30											
平成16年度	11			1	3	4	28	21	4	33	24	34	163											
平成17年度	17	3				1							21											
計	44	5	1	2	4	6	28	24	5	35	27	45	226											
	1日	43	1日	5	6日	1	1日	1	1日	3	1日	4	1日	23	1日	21	1日	3	1日	22	1日	11	1日	18
	21日	1					7日	1	20日	1	13日	1	4日	1	5日	1	5日	1	4日	1	3日	1	3日	1
								21日	1	12日	2	15日	2	6日	1	11日	4	5日	1	6日	1	6日	1	
									16日	1						15日	2	7日	3	19日	1	19日	1	
									25日	1						16日	1	11日	5	20日	2	20日	2	
																17日	1	13日	3	21日	3	21日	3	
																21日	2	14日	1	22日	8	22日	8	
																24日	1	28日	2	28日	6	28日	6	
																31日	1			31日	5	31日	5	

先進事例における合併期日の状況(平成11年度以降)

平成16年12月6日現在

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設	合併協定 置調	関係市町村 印式議	都道府県議会 決	官報告示
H11.04.01	兵庫県	篠山市	新設	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	H09.04.01	H10.04.27	H10.04.28	H10.09.24	H11.01.13
H13.01.01	新潟県	新潟市	編入	新潟市、黒埼町	H11.12.21	H12.02.21	H12.03.27	H12.07.14	H12.08.29
H13.01.21	東京都	西東京市	新設	田無市、保谷市	H11.10.11	H12.08.10	H12.08.11	H12.10.04	H12.11.17
H13.04.01	茨城県	潮来市	編入	潮来町、牛堀町	H11.08.23	H12.07.13	H12.07.19	H12.09.22	H13.03.26
H13.05.01	埼玉県	さいたま市	新設	浦和市、大宮市、与野市	H12.04.29	H12.09.05	H12.09.25	H12.12.22	H13.01.25
H13.11.15	岩手県	大船渡市	編入	大船渡市、三陸町	H13.07.16	H13.08.31	H13.09.07	H13.09.19	H13.10.16
H14.04.01	香川県	さぬき市	新設	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	H12.04.01	H13.08.20	H13.08.23	H13.10.17	H13.11.19
	沖縄県	久米島町	新設	仲里村、具志川村	H09.05.13	H13.10.05	H13.10.09	H13.12.20	H14.01.24
H14.11.01	茨城県	つくば市	編入	つくば市、荃崎町	S63.02.08	H13.11.12	H13.12.22	H14.03.22	H14.05.23
H15.02.03	広島県	福山市	編入	福山市、内海町、新市町	H14.01.21	H14.10.10	H14.11.11	H14.12.17	H15.01.29
H15.03.01	山梨県	南部町	新設	南部町、富沢町	H14.02.20	H14.10.11	H14.10.16	H14.12.17	H15.02.03
	広島県	廿日市市	編入	廿日市市、佐伯町、吉和村	H14.04.01	H14.11.07	H14.11.15	H14.12.17	H15.01.29
H15.04.01	宮城県	加美町	新設	中新田町、小野田町、宮崎町	H14.11.08	H15.01.08	H15.01.09	H15.02.18	H15.03.13
	群馬県	神流町	新設	万場町、中里村	H13.12.01	H14.09.11	H14.09.12	H14.12.18	H15.02.03
	山梨県	南アルプス市	新設	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	H12.04.01	H14.10.17	H14.10.24	H14.12.20	H15.02.03
	岐阜県	山県市	新設	高富町、伊自良村、美山町	H13.08.01	H14.09.24	H14.09.25	H14.12.19	H15.02.03
	静岡県	静岡市	新設	静岡市、清水市	H10.04.01	H14.04.02	H14.04.18	H14.07.11	H14.09.09
	広島県	呉市	編入	呉市、下蒲刈町	H14.04.04	H14.08.08	H14.09.18	H14.12.17	H15.01.29
	広島県	大崎上島町	新設	大崎町、東野町、木江町	H13.07.01	H14.09.10	H14.09.30	H14.12.17	H15.01.29
	香川県	東かがわ市	新設	引田町、白鳥町、大内町	H12.04.01	H13.05.30	H13.06.01	H13.10.17	H13.11.19
	愛媛県	新居浜市	編入	新居浜市、別子山村	H14.04.01	H14.11.02	H14.11.08	H14.12.09	H15.02.03
	福岡県	宗像市	新設	宗像市、玄海町	H12.04.17	H14.05.30	H14.06.26	H14.10.11	H14.12.04
	熊本県	あさぎり町	新設	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	H11.04.01	H13.11.22	H14.01.15	H14.03.22	H14.05.23
H15.04.21	山口県	周南市	新設	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	H14.06.01	H14.08.27	H14.09.27	H14.12.19	H14.02.03
H15.05.01	岐阜県	瑞穂市	新設	穂積町、巢南町	H14.09.25	H14.12.10	H14.12.19	H15.03.19	H15.04.04
H15.06.06	千葉県	野田市	編入	野田市、関宿町	H14.04.01	H14.12.02	H14.12.25	H15.03.05	H15.04.04
H15.07.07	新潟県	新発田市	編入	新発田市、豊浦町	H14.09.30	H14.11.06	H14.12.09	H15.03.20	H15.04.11
H15.08.20	愛知県	田原市	編入	田原町、赤羽根町	H15.02.05	H15.04.29	H15.05.08	H15.07.07	H15.07.23
H15.09.01	長野県	千曲市	新設	更埴市、上山田町、戸倉町	H14.08.21	H15.02.27	H15.03.03	H15.07.18	H15.08.01
H15.11.15	山梨県	富士河口湖町	新設	河口湖町、勝山村、足和田村	H14.06.26	H15.05.26	H15.06.02	H15.07.11	H15.08.01
H15.12.01	三重県	いなべ市	新設	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	H14.04.01	H15.01.24	H15.01.30	H15.03.12	H15.04.11
H16.02.01	岐阜県	飛騨市	新設	古川町、河合村、宮川村、神岡町	H14.11.08	H15.05.08	H15.05.20	H15.07.10	H15.08.01
	岐阜県	本巣市	新設	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村	H14.04.01	H15.07.31	H15.08.01	H15.10.09	H15.11.04
H16.03.01	新潟県	佐渡市	新設	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	H15.01.07	H15.06.28	H15.07.01	H15.10.10	H15.11.04
	石川県	かほく市	新設	高松町、七塚町、宇ノ気町	H14.10.01	H15.07.23	H15.07.29	H15.10.08	H15.11.04
	福井県	あわら市	新設	芦原町、金津町	H14.10.01	H15.07.28	H15.08.01	H15.10.10	H15.11.04



合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
	岐阜県	郡上市	新設	八幡町、大和町、白鳥町、高鷺村、美並村、明宝村、和良村	H14.04.01	H15.07.08	H15.07.11	H15.10.09	H15.11.04
	岐阜県	下呂市	新設	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村	H14.11.01	H15.07.17	H15.09.22	H15.12.18	H16.01.15
	広島県	安芸高田市	新設	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	H14.04.01	H15.05.27	H15.06.27	H15.10.02	H15.11.04
	長崎県	対馬市	新設	巖原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	H12.08.01	H14.06.11	H14.06.12	H14.10.02	H14.11.27
	長崎県	壱岐市	新設	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	H11.08.24	H15.02.21	H15.03.17	H15.07.11	H15.08.01
H16.03.31	熊本県	上天草市	新設	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	H14.04.01	H15.04.07	H15.04.08	H15.07.02	H15.07.23
H16.04.01	新潟県	阿賀野市	新設	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	H14.04.01	H15.04.16	H15.05.26	H15.07.11	H15.08.01
	長野県	東御市	新設	北御牧村、東部町	H14.09.07	H15.08.20	H15.08.20	H15.10.10	H15.11.07
	静岡県	伊豆市	新設	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町	H15.01.01	H15.08.20	H15.08.26	H15.12.17	H16.01.15
	静岡県	御前崎市	新設	御前崎町、浜岡町	H14.09.20	H15.08.26	H15.08.28	H15.12.17	H16.01.15
	京都府	京丹後市	新設	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	H14.04.01	H15.08.11	H15.09.18	H15.10.10.	H15.11.04
	兵庫県	養父市	新設	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	H14.07.12	H15.10.24	H15.10.30	H15.12.19	H16.01.15
	広島県	三次市	新設	三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町	H14.04.01	H15.04.01	H15.07.09	H15.10.02	H15.11.04
	広島県	府中市	編入	府中市、上下町	H15.04.01	H15.10.06	H15.10.15	H15.12.16	H16.01.15
	広島県	呉市	編入	呉市、川尻町	H15.02.04	H15.08.12	H15.09.17	H15.12.17	H16.01.15
	愛媛県	四国中央市	新設	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	H14.07.01	H15.08.28	H15.09.22	H15.12.17	H16.01.15
	愛媛県	西予市	新設	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	H14.04.01	H15.08.31	H15.09.08	H15.12.17	H16.01.15
H16.07.01	青森県	五戸町	編入	五戸町、倉石村	H14.12.01	H16.01.15	H16.01.15	H16.03.22	H16.04.12
H16.08.01	長崎県	五島市	新設	福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町	H13.07.01	H15.01.16	H15.02.10	H15.07.11	H15.08.01
	長崎県	新上五島町	新設	若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町	H13.04.01	H15.02.17	H15.02.21	H15.07.11	H15.08.01
	愛媛県	久万高原町	新設	久万町、面河村、美川村、柳谷村	H14.06.01	H15.12.14	H15.12.24	H16.03.17	H16.04.12
H16.09.01	山梨県	甲斐市	新設	竜王町、敷島町、双葉町	H14.04.01	H15.12.12	H15.12.19	H16.03.25	H16.04.16
	鳥取県	琴浦町	新設	東伯町、赤碕町	H15.01.01	H16.02.19	H16.02.20	H16.03.19	H16.04.19
H16.09.13	山梨県	身延町	新設	下部町、中富町、身延町	H14.07.01	H16.04.27	H16.05.11	H16.06.16	H16.07.09
H16.09.21	愛媛県	東温市	新設	重信町、川内町	H15.03.27	H16.03.25	H16.03.26	H16.06.18	H16.07.01
H16.10.01	愛媛県	愛南町	新設	内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町	H13.10.02	H15.03.01	H15.03.10	H15.07.11	H15.08.06
	滋賀県	甲賀市	新設	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町	H14.08.01	H15.08.18	H15.09.25	H15.12.18	H16.01.15
	徳島県	吉野川市	新設	鴨島町、川島町、山川町、美郷村	H14.04.01	H15.10.27	H15.12.02	H15.12.18	H16.01.15
	奈良県	葛城市	新設	新庄町、當麻町	H14.04.01	H15.12.10	H15.12.24	H16.02.27	H16.03.12
	石川県	七尾市	新設	七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町	H14.04.01	H15.11.11	H15.11.14	H16.03.19	H16.04.12
	広島県	世羅町	新設	甲山町、世羅町、世羅西町	H14.10.01	H16.01.13	H16.01.20	H16.03.23	H16.04.12
	和歌山県	みなべ町	新設	南部町、南部川村	H14.11.12	H15.12.07	H15.12.08	H16.03.18	H16.04.12
	山口県	周防大島町	新設	久賀町、大島町、東和町、橘町	H14.10.10	H16.01.22	H16.01.30	H16.03.17	H16.04.12
	島根県	安来市	新設	安来市、広瀬町、伯太町	H14.04.01	H15.12.25	H16.01.15	H16.03.15	H16.04.16
	滋賀県	野洲市	新設	中主町、野洲町	H14.11.01	H15.12.06	H15.12.22	H16.03.24	H16.04.19
	鳥取県	湯梨浜町	新設	羽合町、泊村、東郷町	H13.10.01	H15.12.05	H15.12.11	H16.03.19	H16.04.19
	三重県	志摩市	新設	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町	H15.04.01	H16.02.10	H16.02.13	H16.03.19	H16.04.16
	鳥取県	南部町	新設	西伯町、会見町	H15.01.14	H16.02.26	H16.03.26	H16.06.16	H16.07.01

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
	愛媛県	上島町	新設	魚島村、弓削町、生名村、岩城村	H14.08.08	H16.02.26	H16.03.18	H16.06.18	H16.07.01
	島根県	江津市	編入	江津市、桜江町	H14.07.25	H16.01.20	H16.03.19	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	美郷町	新設	邑智町、大和村	H14.07.01	H16.03.17	H16.03.19	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	邑南町	新設	羽須美村、瑞穂町、石見町	H14.07.01	H16.02.12	H16.03.10	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	隠岐の島町	新設	西郷町、布施村、五箇村、都万村	H14.10.01	H16.04.24	H16.05.11	H16.06.22	H16.07.14
	岡山県	高梁市	新設	高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町	H15.05.16	H16.03.12	H16.03.19	H16.06.25	H16.07.16
	岡山県	吉備中央町	新設	加茂川町、賀陽町	H14.07.29	H16.04.27	H16.05.01	H16.06.25	H16.07.16
	広島県	安芸太田町	新設	加計町、筒賀村、戸河内町	H15.04.01	H16.03.22	H16.03.23	H16.06.21	H16.07.22
	高知県	いの町	新設	伊野町、吾北村、本川村	H15.01.20	H16.02.24	H16.03.19	H16.07.26	H16.08.13
	滋賀県	湖南市	新設	石部町、甲西町	H14.12.01	H16.02.27	H16.03.09	H16.08.03	H16.08.26
H16.10.04	山口県	光市	新設	光市、大和町	H15.03.10	H16.04.12	H16.04.21	H16.06.25	H16.07.22
H16.10.12	山梨県	笛吹市	新設	石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町	H14.11.08	H16.03.24	H16.03.26	H16.06.16	H16.07.09
	鹿児島県	薩摩川内市	新設	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村	H15.07.10	H16.02.19	H16.03.26	H16.06.18	H16.07.16
H16.10.16	茨城県	常陸大宮市	編入	大宮町、御前山村、山方町、美和村、緒川村	H15.04.01	H16.03.08	H16.03.22	H16.06.11	H16.07.09
H16.10.25	岐阜県	恵那市	新設	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町	H15.02.03	H16.04.28	H16.05.10	H16.07.08	H16.07.26
H16.11.01	新潟県	魚沼市	新設	堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村	H14.07.15	H15.08.26	H15.10.07	H15.12.19	H16.01.15
	山梨県	北杜市	新設	明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村	H14.08.01	H15.10.10	H15.10.16	H15.12.11	H16.01.20
	秋田県	美郷町	新設	六郷町、千畑町、仙南村	H15.02.28	H16.02.20	H16.02.23	H16.03.09	H16.03.25
	兵庫県	丹波市	新設	柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	H12.10.02	H15.11.30	H15.12.24	H16.03.25	H16.04.16
	愛媛県	西条市	新設	西条市、東予市、小松町、丹原町	H14.10.01	H16.02.29	H16.03.18	H16.06.18	H16.07.01
	富山県	砺波市	新設	砺波市、庄川町	H15.04.01	H16.04.02	H16.04.02	H16.06.18	H16.07.01
	富山県	南砺市	新設	城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町	H14.08.01	H15.10.10	H15.10.16	H15.12.11	H16.01.20
	熊本県	美里町	新設	中央町、砥用町	H14.07.01	H16.03.29	H16.03.30	H16.06.17	H16.07.09
	茨城県	日立市	編入	日立市、十王町	H15.04.01	H16.05.12	H16.05.19	H16.06.11	H16.07.09
	島根県	益田市	編入	益田市、美都町、匹見町	H15.02.28	H16.04.21	H16.04.28	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	雲南市	新設	大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	H14.10.01	H16.03.03	H16.03.23	H16.06.22	H16.07.14
	岡山県	瀬戸内市	新設	牛窓町、邑久町、長船町	H14.08.01	H16.03.06	H16.03.23	H16.06.25	H16.07.16
	鹿児島県	鹿児島市	編入	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町	H15.01.24	H16.03.03	H16.03.29	H16.06.18	H16.07.16
	三重県	伊賀市	新設	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町	H15.04.01	H16.01.26	H16.03.26	H16.06.23	H16.07.16
	新潟県	南魚沼市	新設	六日町、大和町	H15.10.01	H16.04.27	H16.04.30	H16.06.25	H16.07.22
	福島県	会津若松市	編入	会津若松市、北会津村	H15.08.09	H16.02.23	H16.04.23	H16.06.30	H16.07.22
	山口県	宇部市	編入	宇部市、楠町	H15.03.07	H16.03.26	H16.04.15	H16.06.25	H16.07.22
	広島県	江田島市	新設	江田島町、能美町、沖美町、大柿町	H13.04.01	H16.05.12	H16.05.13	H16.06.21	H16.07.22
	岐阜県	各務原市	編入	各務原市、川島町	H15.04.01	H16.02.25	H16.03.26	H16.07.08	H16.07.26
	鳥取県	鳥取市	編入	鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町	H15.09.01	H16.07.12	H16.07.15	H16.10.08	H16.10.22
H16.11.05	広島県	神石高原町	新設	油木町、神石町、豊松村、三和町	H14.07.01	H15.12.02	H15.12.22	H16.03.23	H16.04.12

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
H16.12.01	茨城県	常陸太田市	編入	常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村	H14.10.01	H16.02.04	H16.03.15	H16.06.11	H16.07.09
	北海道	函館市	編入	函館市、戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町	H15.09.29	H16.04.23	H16.06.25	H16.10.08	H16.11.10
H16.12.05	群馬県	前橋市	編入	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村	H15.04.17	H15.11.19	H15.12.10	H16.03.19	H16.04.01
H16.12.06	三重県	桑名市	新設	桑名市、多度町、長島町	H15.02.01	H16.04.14	H16.06.01	H16.06.23	H16.07.16

今後の合併予定市町村(総務大臣告示済み)

平成16年12月6日現在

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
H17.01.01	熊本県	芦北町	新設	田浦町、芦北町	H15.04.01	H15.09.18	H15.10.08	H15.12.11	H16.01.15
	島根県	飯南町	新設	頓原町、赤来町	H15.04.01	H16.05.15	H16.05.18	H16.06.22	H16.07.14
	三重県	松阪市	新設	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町	H15.04.01	H16.02.19	H16.04.09	H16.06.23	H16.07.16
	福井県	南越前町	新設	南条町、今庄町、河野村	H14.11.01	H16.03.05	H16.03.12	H16.06.22	H16.07.22
	佐賀県	白石町	新設	白石町、福富町、有明町	H15.11.01	H16.03.06	H16.03.15	H16.06.25	H16.07.22
	大分県	臼杵市	新設	臼杵市、野津町	H15.03.01	H16.01.27	H16.01.30	H16.06.22	H16.07.26
	高知県	高知市	編入	高知市、鏡村、土佐山村	H15.01.24	H16.04.26	H16.05.07	H16.07.26	H16.08.13
	埼玉県	飯能市	編入	飯能市、名栗村	H15.07.01	H16.05.17	H16.06.17	H16.08.02	H16.08.26
	大分県	大分市	編入	大分市、佐賀関町、野津原町	H16.04.01	H16.07.23	H16.08.09	H16.09.22	H16.10.20
	鳥取県	伯耆町	新設	岸本町、溝口町	H15.04.01	H16.08.17	H16.08.17	H16.10.08	H16.10.22
	新潟県	上越市	編入	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	H15.08.20	H16.07.23	H16.08.02	H16.09.27	H16.10.26
	青森県	十和田市	新設	十和田市、十和田湖町	H15.11.18	H16.07.16	H16.07.23	H16.10.08	H16.11.05
	栃木県	那須塩原市	新設	黒磯市、西那須野町、塩原町	H15.01.29	H16.06.24	H16.06.30	H16.10.07	H16.11.05
	佐賀県	唐津市	新設	唐津市、浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、肥前村、鎮西町、呼子町	H14.07.03	H16.07.12	H16.07.23	H16.10.01	H16.11.10
	愛媛県	松山市	編入	松山市、北条市、中島町	H15.10.20	H16.07.13	H16.08.09	H16.10.08	H16.11.10
	愛媛県	砥部町	新設	砥部町、広田村	H15.09.04	H16.07.14	H16.07.15	H16.10.08	H16.11.10
	愛媛県	内子町	新設	内子町、五十崎町、小田町	H14.09.01	H16.06.22	H16.06.23	H16.10.08	H16.11.10
	愛媛県	鬼北町	新設	広見町、日吉村	H16.01.01	H16.08.17	H16.08.23	H16.10.08	H16.11.10
	群馬県	伊勢崎市	新設	伊勢崎市、赤堀村、(佐波郡)東村、境町	H15.08.28	H16.07.19	H16.07.22	H16.10.13	H16.11.10
長野県	長野市	編入	長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村	H15.12.22	H16.05.17	H16.06.28	H16.10.08	H16.11.18	
滋賀県	高島市	新設	マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町	H14.10.01	H16.06.01	H16.06.22	H16.10.18	H16.11.18	
H17.01.04	長崎県	長崎市	編入	長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町	H14.10.01	H16.03.04	H16.03.24	H16.06.22	H16.07.14
H17.01.11	兵庫県	南あわじ市	新設	緑町、西淡町、三原町、南淡町	H14.04.01	H15.12.06	H15.12.09	H16.03.25	H16.04.16
	三重県	亀山市	新設	亀山市、関町	H15.04.01	H16.04.20	H16.04.27	H16.06.23	H16.07.16
	秋田県	秋田市	編入	秋田市、河辺町、雄和町	H15.07.07	H16.07.12	H16.07.23	H16.10.01	H16.10.28
愛媛県	大洲市	新設	大洲市、長浜町、肱川町、河辺村	H15.01.01	H16.05.31	H16.06.30	H16.10.08	H16.11.10	
H17.01.15	熊本県	山鹿市	新設	山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町	H15.01.01	H16.06.18	H16.06.30	H16.09.30	H16.11.05
	熊本県	宇城市	新設	三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町	H14.04.01	H16.03.31	H16.05.17	H16.09.30	H16.11.05
H17.01.16	愛媛県	今治市	新設	今治市、朝倉町、玉川町、波方町、大西町、菊間町、関前村、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町	H14.11.18	H16.06.19	H16.06.23	H16.10.08	H16.11.10
H17.01.17	静岡県	菊川市	新設	小笠町、菊川町	H15.10.06	H16.05.18	H16.05.27	H16.10.14	H16.11.18
H17.01.21	茨城県	那珂市	編入	那珂町、瓜連町	H15.10.01	H16.07.12	H16.07.22	H16.09.27	H16.11.12
H17.01.24	福岡県	福津市	新設	福岡町、津屋崎町	H14.12.01	H16.05.28	H16.06.07	H16.10.13	H16.11.12
H17.01.31	岐阜県	揖斐川町	新設	揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村	H15.07.01	H16.06.15	H16.06.18	H16.10.07	H16.11.05
H17.02.01	茨城県	水戸市	編入	水戸市、内原町	H15.10.01	H16.02.23	H16.02.24	H16.03.22	H16.04.16
	大阪府	堺市	編入	堺市、美原町	H15.04.18	H16.04.05	H16.05.10	H16.05.28	H16.06.18

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 議決	都道府県議会 議決	官報告示
	高知県	津野町	新設	葉山村、東津野村	H15.10.30	H16.05.28	H16.05.31	H16.07.26	H16.08.13
	岐阜県	高山市	編入	高山市、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村	H14.12.26	H16.05.26	H16.06.22	H16.10.07	H16.11.05
	石川県	白山市	新設	松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	H15.02.13	H16.06.13	H16.06.21	H16.10.07	H16.11.10
	石川県	能美市	新設	根上町、寺井町、辰口町	H15.01.01	H16.05.22	H16.08.13	H16.10.07	H16.11.10
	茨城県	城里町	新設	常北町、桂村、七会村	H15.06.24	H16.05.18	H16.06.15	H16.09.27	H16.11.12
	広島県	北広島町	新設	芸北町、大朝町、千代田町、豊平町	H15.04.01	H16.08.20	H16.08.26	H16.10.06	H16.11.12
	福井県	越前町	新設	朝日町、宮崎村、越前町、織田町	H15.01.06	H16.06.24	H16.06.25	H16.10.13	H16.11.12
H17.02.05	福岡県	久留米市	編入	久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町	H15.01.10	H16.03.20	H16.03.27	H16.06.23	H16.07.22
H17.02.07	岐阜県	関市	編入	関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村	H15.03.17	H16.06.10	H16.06.25	H16.10.07	H16.11.05
	広島県	東広島市	編入	東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町	H15.05.20	H16.05.21	H16.06.28	H16.10.06	H16.11.12
	三重県	四日市市	編入	四日市市、楠町	H15.10.01	H16.07.16	H16.08.11	H16.10.14	H16.11.18
H17.02.11	青森県	つがる市	新設	木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村	H15.05.16	H16.06.24	H16.06.24	H16.10.08	H16.11.05
	熊本県	阿蘇市	新設	一の宮町、阿蘇町、波野村	H15.11.18	H16.03.25	H16.07.12	H16.09.30	H16.11.05
	熊本県	山都町	新設	矢部町、清和村、蘇陽町	H16.01.01	H16.08.19	H16.08.23	H16.09.30	H16.11.05
	千葉県	鴨川市	新設	鴨川市、天津小湊町	H15.07.01	H16.07.20	H16.07.30	H16.10.12	H16.11.05
	滋賀県	東近江市	新設	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町	H15.06.27	H16.05.20	H16.06.25	H16.10.18	H16.11.18
H17.02.13	山口県	下関市	新設	下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町	H15.03.26	H16.07.23	H16.07.23	H16.09.27	H16.10.26
	岐阜県	中津川市	編入	中津川市、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村	H15.03.06	H16.07.12	H16.07.23	H16.10.07	H16.11.05
	熊本県	南阿蘇村	新設	白水村、久木野村、長陽村	H15.04.01	H16.06.11	H16.06.25	H16.09.30	H16.11.05
H17.02.14	滋賀県	米原市	新設	山東町、伊吹町、米原町	H15.10.01	H16.09.02	H16.09.07	H16.10.18	H16.11.18
H17.02.28	栃木県	佐野市	新設	佐野市、田沼町、葛生町	H10.04.01	H16.02.19	H16.03.03	H16.06.14	H16.07.16
	岡山県	津山市	編入	津山市、加茂町、阿波村、勝北町、久米町	H15.04.01	H16.05.28	H16.06.14	H16.09.29	H16.10.20
H17.03.01	長崎県	諫早市	新設	諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町	H14.04.01	H16.04.28	H16.05.11	H16.06.22	H16.07.14
	佐賀県	小城市	新設	小城町、三日月町、牛津町、芦刈町	H14.09.01	H16.04.10	H16.04.16	H16.06.25	H16.07.22
	徳島県	つるぎ町	新設	半田町、貞光町、一宇村	H15.02.25	H16.05.11	H16.05.14	H16.07.29	H16.08.17
	佐賀県	みやき町	新設	中原町、北茂安町、三根町	H14.12.01	H16.08.20	H16.08.27	H16.10.01	H16.11.10
	石川県	宝達志水町	新設	志雄町、押水町	H15.04.01	H16.09.13	H16.09.17	H16.10.07	H16.11.10
	石川県	中能登町	新設	鳥屋町、鹿島町、鹿西町	H15.04.01	H16.08.23	H16.08.26	H16.10.07	H16.11.10
	石川県	能登町	新設	能都町、柳田村、内浦町	H15.01.01	H16.08.20	H16.08.23	H16.10.07	H16.11.10
	徳島県	美馬市	新設	脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村	H15.02.01	H16.08.09	H16.08.11	H16.10.22	H16.11.18
H17.03.03	大分県	佐伯市	新設	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、	H14.05.01	H15.08.31	H15.09.26	H15.12.11	H16.01.15
H17.03.06	山口県	萩市	新設	萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村	H16.06.24	H16.07.09	H16.07.15	H16.09.27	H16.10.26
H17.03.19	新潟県	糸魚川市	新設	糸魚川市、能生町、青海町	H15.07.25	H16.05.20	H16.06.04	H16.09.27	H16.10.26
H17.03.20	福岡県	うきは市	新設	吉井町、浮羽町	H15.04.17	H16.07.31	H16.08.02	H16.10.13	H16.11.12
	広島県	呉市	編入	呉市、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町	H15.09.18	H16.05.12	H16.06.15	H16.10.06	H16.11.12
H17.03.21	新潟県	新潟市	編入	新潟市、豊栄市、白根市、小須戸町、亀田町、横越町、岩室村、西川町、	H16.01.22	H16.03.14	H16.03.26	H16.06.25	H16.07.22
	新潟県	新潟市	編入	新潟市、新津市	H16.04.01	H16.05.23	H16.07.02	H16.09.27	H16.10.26

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 議決	都道府県議会 議決	官報告示
H17.03.22	福岡県	柳川市	新設	柳川市、大和町、三橋町	H15.10.01	H16.08.17	H16.08.22	H16.10.13	H16.11.12
	香川県	丸亀市	新設	丸亀市、綾歌町、飯山町	H15.04.01	H16.02.27	H16.03.31	H16.07.09	H16.08.10
	大分県	日田市	編入	日田市、前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町	H15.01.06	H16.09.05	H16.08.31	H16.09.22	H16.10.20
	山口県	長門市	新設	長門市、三隅町、日置町、油谷町	H15.01.06	H16.04.02	H16.07.09	H16.09.27	H16.10.26
	秋田県	由利本荘市	新設	本荘市、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	H15.01.15	H16.08.17	H16.08.18	H16.10.01	H16.10.28
	秋田県	潟上市	新設	昭和町、飯田川町、天王町	H15.07.01	H16.08.24	H16.08.26	H16.10.01	H16.10.28
	福岡県	筑前町	新設	三輪町、夜須町	H15.08.06	H16.08.03	H16.08.05	H16.10.13	H16.11.12
	広島県	三原市	新設	三原市、本郷町、久井町、大和町	H15.08.19	H16.08.19	H16.08.20	H16.10.06	H16.11.12
	鹿児島県	さつま町	新設	宮之城町、鶴田町、薩摩町	H15.04.09	H16.06.21	H16.06.28	H16.10.05	H16.11.12
	H17.03.28	栃木県	さくら市	新設	氏家町、喜連川町	H15.08.05	H16.07.25	H16.07.26	H16.10.07
千葉県		柏市	編入	柏市、沼南町	H15.07.01	H16.07.22	H16.08.05	H16.10.12	H16.11.05
群馬県		太田市	新設	太田市、尾島町、新田町、藪塚本町	H15.12.25	H16.06.01	H16.06.18	H16.10.13	H16.11.10
茨城県		筑西市	新設	下館市、関城町、明野町、協和町	H15.06.24	H16.05.27	H16.06.17	H16.09.27	H16.11.12
福岡県		宗像市	編入	宗像市、大島村	H15.07.01	H16.07.20	H16.08.10	H16.10.13	H16.11.12
広島県		尾道市	編入	尾道市、御調町、向島町	H15.03.25	H16.05.11	H16.06.29	H16.10.06	H16.11.12
H17.03.31	島根県	松江市	新設	松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町	H14.11.18	H16.03.21	H16.03.26	H16.06.22	H16.07.14
	広島県	庄原市	新設	庄原市、東城町、西城町、口和町、高野町、比和町、総領町	H15.10.24	H16.03.09	H16.03.19	H16.06.22	H16.07.22
	大分県	豊後高田市	新設	豊後高田市、真玉町、香々地町	H15.01.01	H16.02.27	H16.03.22	H16.06.22	H16.07.26
	大分県	宇佐市	新設	宇佐市、院内町、安心院町	H15.04.01	H16.01.28	H16.03.22	H16.06.22	H16.07.26
H17.04.01	徳島県	阿波市	新設	市場町、阿波町、土成町、吉野町	H15.12.24	H16.06.25	H16.06.28	H16.07.29	H16.08.17
	大分県	竹田市	新設	竹田市、荻町、久住町、直入町	H15.04.01	H16.05.29	H16.07.06	H16.09.22	H16.10.20
	新潟県	妙高市	編入	新井市、妙高高原町、妙高村	H15.10.01	H16.05.27	H16.06.17	H16.09.27	H16.10.26
	新潟県	阿賀町	新設	津川町、鹿瀬町、上川村、三川村	H15.02.18	H16.05.15	H16.06.25	H16.09.27	H16.10.26
	新潟県	十日町市	新設	十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町	H16.04.01	H16.07.23	H16.07.28	H16.09.27	H16.10.26
	愛知県	稲沢市	編入	稲沢市、祖父江町、平和町	H15.07.01	H16.06.01	H16.06.23	H16.10.07	H16.11.05
	宮城県	登米市	新設	迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町	H15.04.01	H16.06.19	H16.07.09	H16.10.13	H16.11.10
	宮城県	栗原市	新設	築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町	H15.07.01	H16.06.19	H16.07.26	H16.10.13	H16.11.10
	兵庫県	朝来市	新設	生野町、和田山町、山東町、朝来町	H14.09.01	H16.02.07	H16.02.18	H16.10.07	H16.11.12
	兵庫県	淡路市	新設	津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町	H15.02.24	H16.02.07	H16.02.19	H16.10.07	H16.11.12
	兵庫県	豊岡市	新設	豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町	H15.01.01	H16.04.02	H16.05.14	H16.10.07	H16.11.12
	長崎県	佐世保市	編入	佐世保市、吉井町、世知原町	H15.01.01	H16.06.15	H16.06.30	H16.10.14	H16.11.18
	長崎県	西海市	新設	西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町	H14.12.02	H16.06.27	H16.06.28	H16.10.14	H16.11.18
	静岡県	磐田市	新設	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村	H15.01.08	H16.05.26	H16.06.28	H16.10.14	H16.11.18
	静岡県	掛川市	新設	掛川市、大須賀町、大東町	H15.10.01	H16.06.16	H16.07.01	H16.10.14	H16.11.18
長野県	塩尻市	編入	塩尻市、檜川村	H15.10.01	H16.07.12	H16.07.22	H16.10.08	H16.11.18	
埼玉県	秩父市	新設	秩父市、吉田町、大滝村、荒川村	H16.04.06	H16.07.09	H16.07.15	H16.10.13	H16.11.18	
H17.05.01	和歌山県	田辺市	新設	田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町	H14.07.23	H16.06.19	H16.06.29	H16.09.29	H16.10.26

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会設置	合併協定調印式	関係市町村決議	都道府県議会決議	官報告示
	新潟県	柏崎市	編入	柏崎市、高柳町、西山町	H15.07.01	H16.07.03	H16.07.09	H16.09.27	H16.10.26
	新潟県	新発田市	編入	新発田市、紫雲寺町、加治川村	H15.12.19	H16.07.19	H16.07.29	H16.09.27	H16.10.26
H17.09.01	石川県	志賀町	新設	富来町、志賀町	H15.04.18	H16.09.13	H16.09.17	H16.10.07	H16.11.10

県内における合併期日の状況

平成16年12月6日現在

協議会名	新市町村名	関係市町村名	合併方式	法定協議会設置	合併協定調印式	関係市町村決議	都道府県議会決議	官報告示	合併年月日
	会津若松市	会津若松市、北会津村	編入	H15.08.09	H16.02.23	H16.03.17	H16.06.30	H16.07.22	H16.11.01
会津若松市・河東町・湯川村合併協議会	会津若松市	会津若松市、河東町、湯川村	編入	H16.04.01	-	-	-	-	H17.04.01
南相馬合併協議会	ひばり野市	原町市、鹿島町、小高町、飯館村	新設	H16.02.13	-	-	-	-	H17.09.26
須賀川市・長沼町合併協議会	須賀川市	須賀川市・長沼町	編入	H15.12.25	H16.08.26	H16.09.16	-	-	H17.04.01
須賀川市・岩瀬村合併協議会	須賀川市	須賀川市・岩瀬村	編入	H16.04.26	H16.10.19	H16.10.26	-	-	H17.04.01
喜多方地方5市町村合併協議会	喜多方市	喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村	新設	H16.01.28	-	-	-	-	H18.01.04
二本松市・東北達地方合併協議会	二本松市	二本松市、安達町、岩代町、東和町	新設	H16.01.05	-	-	-	-	H17.12.01
伊達6町合併協議会	伊達市	伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月館町	新設	H15.12.15	-	-	-	-	協議中
田村地方5町村合併協議会	田村市	滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町	新設	H15.06.01	H16.09.29	H16.10.12	-	-	H17.03.01
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	会津美里町	会津高田町、会津本郷町、新鶴村	新設	H15.03.03	H16.09.10	H16.09.29	-	-	H17.03.01
田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会		田島町、館岩村、伊南村、南郷村	新設	H16.01.05	-	-	-	-	協議中



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	3	新市の名称
調整内容	新市の名称は、「白河市」とする。	

4 市村名の由来及び形成過程

市村名	市村名の由来	形成過程
白河市	白河の地名については、白河古事考に「下野の界なる旗宿村の南端、古関跡の下を流る小流を白川と云るか、此水の名より土地に及ぼして土地の名とし、土地の名を又郡に及ぼし、郡を置る時、又郡名とは成しなるべし」と記されていることに由来するという説とアイヌ語で自分の陣地を「シラガー」というのがこれがなまってシラカワ（白河）との説がある。	
表郷村	江戸時代には旧白河領であるため、本城（白川城）を中心として表郷、西郷、東として古くから呼んでいた。表郷の呼び名は、古関、金山、社の各旧村名のおこり以前から使用されており、昭和30年表郷村誕生以前から、地域住民は「表郷三村」と言って、行政をはじめとして一般生活まで相互の交流が行われていた。	
大信村	大信村は昭和30年に、旧信夫村（西白河郡）と旧大屋村（岩瀬郡）が合併して生まれた村である。旧村名から一字ずつとって大信村と名付けられた。	
東村	東村の名称は、昭和30年に釜子村、小野田村が合併した時に、西白河郡の東端に位置することから「光は東方より」の意味を込めてつけられた。	

## 留意事項

### 1. 新市の名称選定の視点

・市町村の名称は地域住民の日常生活に密着しており、新市の名称を選定する際には、地域の歴史、文化、地理的な背景や産業、経済、観光面等を考慮に入れ、全国の知名度、定着度、住民の一体感の醸成や対外的にも覚えやすい名称であることを基本とし、将来にわたる発展性を視野に、住民アンケートの自由意見や、市町村合併の住民説明会の際の意見等を参考にしながら、県南中核都市にふさわしい新市名を決定する必要がある。

### 2. 市町村合併時の新市の名称

・新設合併の場合、合併に伴い4市村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要がある。この場合、いずれかの市町村の名称を使用することもできる。

### 3. 名称についての手続き

・新設合併については、地方自治法第7条の規定による関係市町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、県議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることになる。

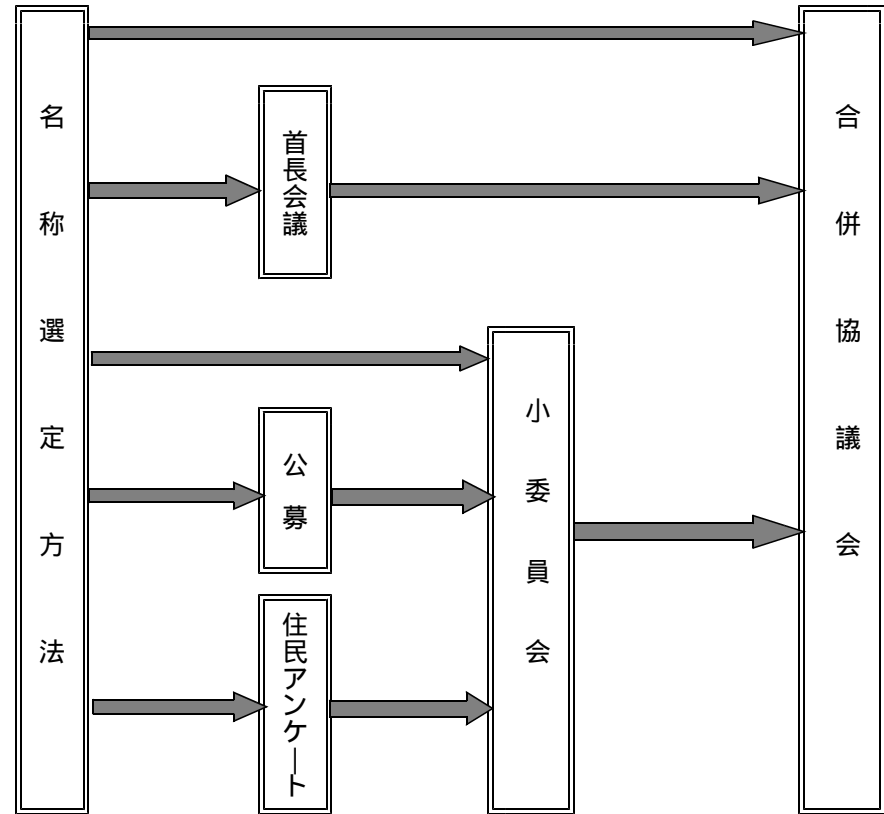
### 4. 新市の名称の選定方法

・新市の名称を選定する方法として一般的に次の方法がある。  
合併協議会で名称を協議し決定する。  
合併協議会の意見を受けて、首長協議に委ね協議会で承認する。  
合併協議会で小委員会を設置し、小委員会の意見を受け協議会で決定する。  
公募による方法  
・全国又は合併関係住民に公募する。公募後、協議会で上位候補の中から選定する。  
住民アンケート  
・無作為抽出により人数限定によるアンケート。アンケート後、協議会で上位候補の中から選定する。

### 5. 新市の名称選定の一般的事項

・新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、他市町村にない名称でなければならない。ひらがな、カタカナを使用している市町村もあるが、漢字だけの名称が一般的である。

## 選定方法フロー



## 先進事例【新設合併における事例】

### 首長協議を経た事例

- ・北上市（北上市、和賀町、江釣子村）  
3市町村の首長・議長が事前に協議し、合併協議会において決定。知名度等を考慮して「北上市」に決定した。
- ・篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町）  
任意協議会で新市の名称を「篠山」を入れたものとするは決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、首長会議において、定着度、歴史・知名度、住民公募の結果、一体感醸成の観点から実質的に決定した。
- ・二本松市（二本松市、安達町、岩代町、東和町）  
任意協議会後のフリートークングの中で意見が出たものを正副会長で集約し、一つの名前「二本松市」を協議会に提案し、決定した。

### 公募及び住民アンケートの事例（小委員会含む）

- ・宗像市（宗像市、玄海町）  
全国から公募した結果、最多得票となり、また住民説明会でのアンケート調査で新市名称について41件の意見中、35件が「宗像市」がよいということで、小委員会で「宗像市」を協議会に提案し、決定した。
- ・東かがわ市（白鳥町、大内町）  
旧町名を採用しないものとし、全国から公募した。小委員会で候補を選定し、協議会で絞込み決定した。
- ・いなべ市（北勢町、員弁町、大安村、藤原町）  
住民1万人に対し、「建設計画」に反映させるアンケートを実施し、その1項目として新市の名称を問い、回収率51.5%のうち74.1%が「いなべ市」で、「その他」として15.5%であった。その結果を協議会において「いなべ市」として提案し、決定した。
- ・さぬき市（津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町）  
5町の住民アンケートで提出された4874件のうち、50候補（各町10候補）を選定し、合併協議会で決定した。（「さぬき市」は3位だったが知名度等を総合的に判断し、決定した。）
- ・あさぎり町（上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）  
一般公募の後、小委員会を設置した上で応募の中から5点まで絞込み、協議会において審議し、決定した。

【参考資料】

新市の名称の選定状況

(1) いずれかの市町村の名称を採用した例

都道府県名	新市町村名	方式	合併年月日	関係市町村名	選定方法
岩手県	北上市	新設	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村	首長・議長会議 合併協議会
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	公募 小委員会 合併協議会
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町、	公募 小委員会 合併協議会
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市	公募 小委員会 合併協議会
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町	公募 小委員会 合併協議会
三重県	いなべ市	新設	H15.12. 1	北勢町、員弁町、大安村、藤原町	住民アンケート 合併協議会
佐賀県	唐津市	新設	H16.10. 1	唐津市、浜玉町、七山村、藤本町、相知町、北波多村 肥前町、玄海町、鎮西町、礪波町	合併協議会
愛媛県	宇和島市	新設	H16.10. 1	宇和島市、吉田町、三間町、津島町	公募 小委員会 合併協議会
栃木県	佐野市	新設	H17.2.28(予定)	佐野市、田沼町、葛生町	首長会議 合併協議会
福島県	二本松市	新設	H17.12. 1(予定)	二本松市、安達町、岩代町、東和町	首長会議 合併協議会

(2) 新しい名称を採用した例

都道府県名	合併市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名	選定方法
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村	公募及び住民アンケート 小委員会 合併協議会
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	公募 合併協議会
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町	公募 小委員会 合併協議会
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町	公募 小委員会 合併協議会
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	公募 小委員会 合併協議会
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町	公募 合併協議会
山口県	周南市	新設	H15. 4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	公募 小委員会 合併協議会
長野県	千曲市	新設	H15. 9. 1	更埴市、戸倉町、上山田町	公募 小委員会 住民アンケート 合併協議会
福島県	田村市	新設	H17. 3. 1(予定)	滝根町、大越町、常葉町、船引町、都路村	公募 小委員会 合併協議会
福島県	会津美里町	新設	H17. 3. 1(予定)	会津高田町、会津本郷町、新鶴村	公募 小委員会 合併協議会

## 【参考法令関係】

### 地方自治法（抜粋）

〔地方公共団体の名称〕

- 第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。
- 2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。
  - 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。
  - 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
  - 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。
  - 6 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。
  - 7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

〔市町村の廃置分合及び境界変更〕

- 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。
  - 4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
  - 5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
  - 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
  - 7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行について

（昭和45年3月12日付け自治振第32号自治事務次官通知）

- ・市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により、新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。

#### 例

- ・茨城県鹿島町が1995年9月1日に市制を施行する際に、すでに佐賀県鹿島市が存在していたため、市の名称を「鹿嶋市」とした例などがある。

#### 例外

- ・2003年現在、同一名称の市としては例外的に「府中市」として広島県府中市(1954年3月31日市制施行)、東京都府中市(1954年4月1日市制施行)が存在するのみとなっている。これは、町村合併促進法による昭和の大合併による合併ラッシュの際におきた特例的な事例であると言える。
- ・伊達7町合併協議会においては、「既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮する」とする国の見解を踏まえ、住民アンケートでは北海道に伊達市があることから「伊達」を対象外としていた。しかし、岩手県と同じ名称の「宮古市」が来年1月に沖縄県に誕生する見通しとなっていることから、小委員会で選定した5候補と共に付帯意見として協議会へ報告することを決定した。なお、総務省合併推進課は「強制するものではない。既存の市から異議が出ず、地理的に離れていれば総務省も異議を出すつもりはない」としている。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	4	新市の事務所の位置
調整内容	<p>1 新市の事務所の位置は、白河市字八幡小路7番地の1（現白河市役所）とする。</p> <p>2 既存の庁舎（現表郷村役場、現大信村役場、現東村役場）については、住民サービスの維持を安定的に行っていくことの必要性を踏まえ、幅広い住民サービスが提供できる総合支所とする。</p>	

基本的な考え方（新設合併の場合）

関係市村全ての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに事務所の位置を定めておく必要があり、具体的には、代表となる新市役所の位置を定めるものである。

4 市 村 の 現 況 (H16.4.1現在)				
市 村 名	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
所 在 地	白河市字八幡小路7番地の1	表郷村大字金山字長者久保2番地	大信村大字増見字北田58番地	東村大字釜子字殿田表50番地
施設の規模	地下1階 地上5階 塔屋3階	地上3階	地上2階	地上2階
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	9,970.45 m <sup>2</sup>	22,065.00 m <sup>2</sup>	3,166.00 m <sup>2</sup>	4,637.13 m <sup>2</sup>
延床面積	8,969.39 m <sup>2</sup>	3,806.00 m <sup>2</sup>	1,662.67 m <sup>2</sup> 本庁舎 594.00 m <sup>2</sup> 仮庁舎(大信村公民館) 1,068.67 m <sup>2</sup>	1,475.45 m <sup>2</sup> 本庁 865.08 m <sup>2</sup> 技術センター 610.37 m <sup>2</sup>
駐車台数	112台	133台	20台	80台
竣工年	昭和47年	平成9年	昭和38年	昭和40年4月
執務職員数	259人	63人	71人	39人

市村名	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村				
主 要 官 公 署 等	国の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河税務署</li> <li>・東北農政局福島農政事務所地域第四課</li> <li>・福島森林管理署白河支署</li> <li>・福島社会保険事務局白河事務所</li> <li>・福島統計情報事務所白河出張所</li> <li>・白河労働基準監督署</li> <li>・白河公共職業安定所</li> <li>・白河簡易裁判所</li> <li>・福島家庭裁判所白河支部</li> <li>・白河拘置支所</li> <li>・福島地方検察庁白河支部</li> <li>・福島地方法務局白河支局</li> </ul>	国の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島森林管理署白河支署表郷森林事務所</li> </ul>	国の機関	-	国の機関	-
	県の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県南地方振興局</li> <li>・県南農林事務所</li> <li>・県南建設事務所</li> <li>・県南教育事務所</li> <li>・県南保健福祉事務所</li> </ul>	県の機関	-	県の機関	-	県の機関	-
	(学校等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河高等学校</li> <li>・白河旭高等学校</li> <li>・白河実業高等学校</li> <li>・白河第二高等学校</li> </ul>						
	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河郵便局</li> <li>・久田野郵便局</li> <li>・小田川郵便局</li> <li>・五箇郵便局</li> <li>・白河桜町郵便局</li> <li>・白河中町郵便局</li> <li>・白河みさか郵便局</li> <li>・白坂郵便局</li> <li>・新白河駅前郵便局</li> <li>・根田簡易郵便局</li> <li>・和尚壇簡易郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷郵便局</li> <li>・古関郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信郵便局</li> <li>・大屋郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釜ノ子郵便局</li> <li>・小野田郵便局</li> </ul>
	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署表郷駐在所</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署大信駐在所</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署東駐在所</li> </ul>
	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署表郷分署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署大信分署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏矢吹消防署東分署</li> </ul>
	J R	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河駅、久田野駅、白坂駅</li> </ul>	J R	-	J R	-	J R	-



庁舎方式別の比較

区分	概要	メリット	デメリット
本庁方式	(新設の場合) ・4市村の行政機能を1箇所に集約し、他庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象が強い。	・新庁舎建設に多大な費用が必要となる。
	(既存庁舎利用の場合) ・既存の各庁舎をそのまま、又は増改築し行政機能を1箇所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	・事務の効率化が図られる。 ・既存施設の利用のため、費用が少なくてすむ。	・周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。
分庁舎方式	・行政機能を分割し、既存の各庁舎に振り分ける方式 (例) 総務部門 旧 庁舎 教育部門 旧 庁舎	・既存施設の利用のため、費用が少なくてすむ。	・業務部門ごとに窓口が分散するため、住民にとっては不便となりやすい。 ・庁舎管理上は非効率である。 ・各部門の連携がとりにくい。
総合支所方式	・管理部門(総務・企画財政等)及び事務局部門(議会・教育委員会・選挙管理委員会等)を集約するが、残りの部門はそのまま各庁舎に残す方式	・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供でき、違和感を与えない。	・旧市村単位での行政という印象が強く残り、新市の一体感が醸成されにくい。

任意協議会での調整方針

第5回任意合併協議会において、新市の庁舎機能については、現在の3市村庁舎を利活用するとともに総合支所方式を基本に調整を図ることで承認された。

【参考法令等】

地方自治法 (抜粋)

(地方公共団体の事務所の設置又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置及び区)

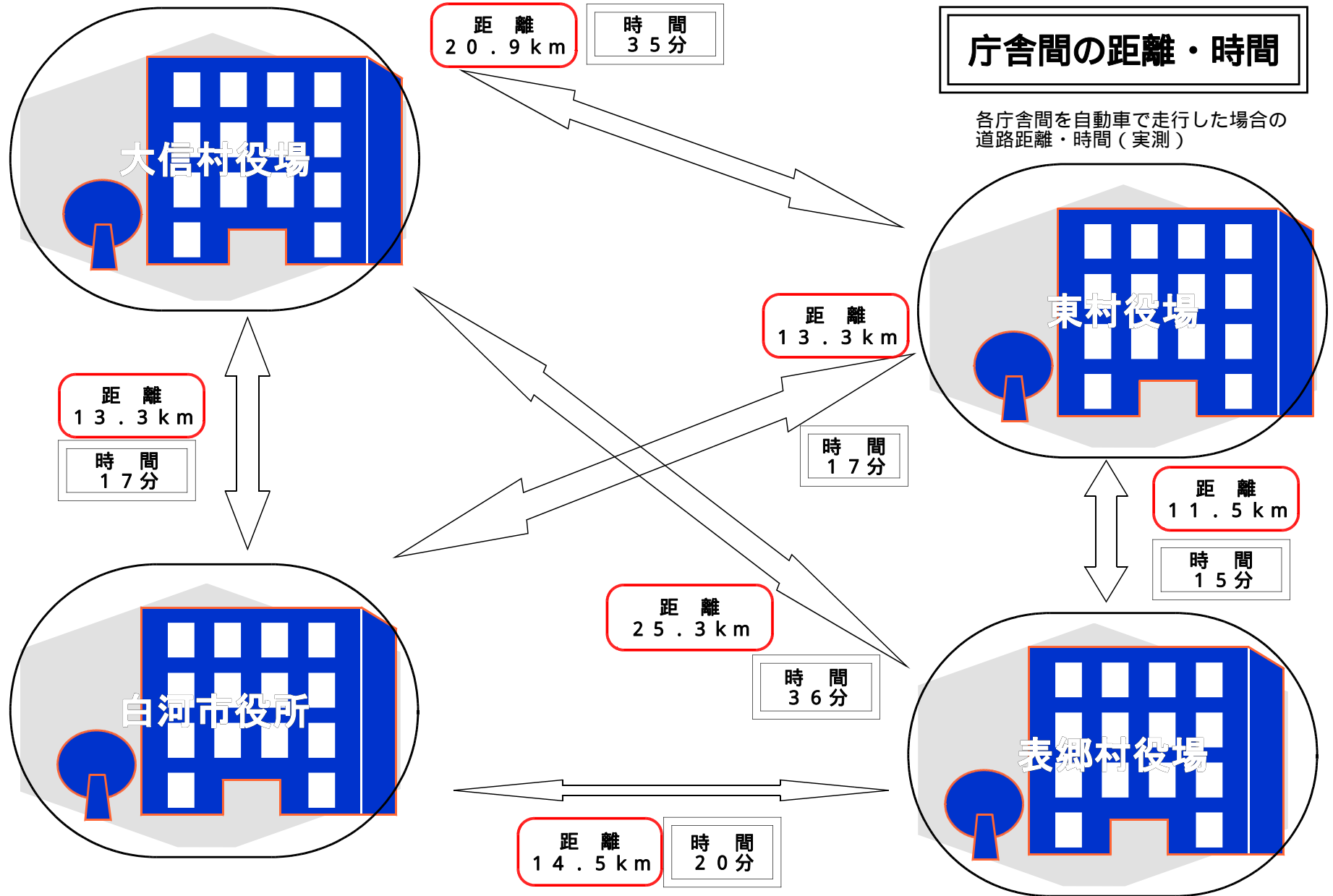
第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

# 庁舎間の距離・時間

各庁舎間を自動車で行った場合の  
道路距離・時間（実測）



距離 20.9 km  
時間 35分

距離 13.3 km  
時間 17分

距離 13.3 km  
時間 17分

距離 11.5 km  
時間 15分

距離 25.3 km  
時間 36分

距離 14.5 km  
時間 20分

**【先進事例】**

4市村の人口、面積		
白河市：	47,226人、	117.67km <sup>2</sup>
表郷村：	7,464人、	66.48km <sup>2</sup>
大信村：	4,886人、	80.77km <sup>2</sup>
東 村：	6,013人、	40.38km <sup>2</sup>
計：	65,589人、	305.30km <sup>2</sup>

**本庁方式**

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 **事務所の位置**  
 浦和市： 484,834人、 70.67km<sup>2</sup> 旧浦和市役所  
 大宮市： 456,164人、 89.37km<sup>2</sup>  
 与野市： 82,939人、 8.29km<sup>2</sup>  
 計： 1,023,937人、 168.33km<sup>2</sup>

**位置決定の内容**  
 新市の事務所の位置は、当分の間、旧浦和市役所の位置とした。  
 また、旧大宮市及び旧与野市の庁舎については、その活用方法について検討するものとした。

熊本県あさぎり町（平成15年4月1日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 **事務所の位置**  
 上 村： 5,404人、 89.72km<sup>2</sup>  
 免田町： 5,991人、 10.31km<sup>2</sup> 旧免田町役場  
 岡原村： 2,935人、 20.23km<sup>2</sup>  
 須恵村： 1,471人、 17.98km<sup>2</sup>  
 深田村： 1,950人、 21.25km<sup>2</sup>  
 計： 17,751人、 159.49km<sup>2</sup>

**位置決定の内容**  
 関係5町村の中心地である免田町を本庁とし、他の旧4村の役場を支所とすることとした。

山梨県南アルプス市（平成15年4月1日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 **事務所の位置**  
 八田村： 7,016人、 8.04km<sup>2</sup>  
 白根町： 19,247人、 39.14km<sup>2</sup>  
 足安村： 613人、 147.74km<sup>2</sup>  
 若草町： 11,105人、 10.28km<sup>2</sup>  
 櫛形町： 18,920人、 42.57km<sup>2</sup> 旧櫛形町役場  
 甲西町： 13,215人、 16.29km<sup>2</sup>  
 計： 70,116人、 264.06km<sup>2</sup>

- 位置決定の内容**
- (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地（現在の町役場）に置く。
  - (2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

**分庁舎方式**

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 **事務所の位置**  
 田無市： 74,813人、 6.80km<sup>2</sup> 旧田無市役所  
 保谷市： 100,260人、 9.05km<sup>2</sup> （田無庁舎）  
 計： 175,073人、 15.85km<sup>2</sup> （保谷庁舎）

**位置決定の内容**  
 当面、新庁舎の建設は行わず事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、企画・総務部・議会事務局等は田無庁舎に、環境防災部・教育委員会は保谷庁舎に配置。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日新設合併）  
 関係市の人口、面積 **事務所の位置**  
 引田町： 8,635人、 48.19km<sup>2</sup> （引田庁舎）  
 白鳥町： 12,965人、 70.59km<sup>2</sup> 旧白鳥町役場  
 大内町： 16,160人、 34.42km<sup>2</sup> （白鳥庁舎）  
 計： 37,760人、 153.20km<sup>2</sup> （大内庁舎）

**位置決定の内容**  
 新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

**総合支所方式**

兵庫県篠山市（平成11年4月1日新設合併）  
 関係市の人口、面積 **事務所の位置**  
 篠山町： 22,229人、 187.46km<sup>2</sup> 旧篠山町役場  
 西紀町： 4,125人、 54.42km<sup>2</sup>  
 丹南町： 14,503人、 83.74km<sup>2</sup>  
 今田町： 3,895人、 51.99km<sup>2</sup>  
 計： 44,752人、 377.61km<sup>2</sup>

**位置決定の内容**  
 篠山町役場の規模が大きく、4町の中で一番新しい。また、地理的に郡の中心にある。他の3町役場は「総合支所」とし、各支所には地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の5担当を設置した。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）  
 関係市の人口、面積 **事務所の位置**  
 徳山市： 104,672人、 187.46km<sup>2</sup> 旧徳山市役所  
 新南陽市： 31,153人、 54.42km<sup>2</sup>  
 熊毛町： 16,038人、 83.74km<sup>2</sup>  
 鹿野町： 4,520人、 51.99km<sup>2</sup>  
 計： 157,383人、 656.09km<sup>2</sup>

**位置決定の内容**  
 旧2市2町庁舎の有効活用と住民サービスを低下させない趣旨から、徳山市役所を本庁、他庁舎を「総合支所」とすることとした。

**【県内合併協議会の協議状況】**

(平成16年5月1日現在)

**会津若松市・北会津村合併協議会（編入合併）**

- ・新市の事務所位置は、会津若松市東栄町3番46（会津若松市役所）とする。

**二本松・東北達地方合併協議会（新設合併）**

- ・「二本松市役所」を本庁舎とし、「安達町役場」、「岩代町役場」、「東和町役場」を支所とする。

**会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会（新設合併）**

- ・新町の事務所の位置は会津高田町字宮北3163番地とする。
- ・新町事務所としては、新たな庁舎を建設せず、本庁機能を各庁舎に分散させ、支所又は出張所を置く。
- ・本庁機能の配置及び支所又は出張所の設置にあっては、現庁舎を有効活用し、改修を伴う場合は必要最小限度にとどめる。

**田村地方5町村合併協議会（新設合併）**

- ・本庁舎が建設されるまでの間は、船引町大字船引字馬場川原20番地（現在の船引町役場）に置くものとする。（新市の組織・機構は、「クラスター方式の基本的考え方」に従うほか、以下の方針により整備するものとする。継続審議中。）

**須賀川市・長沼町合併協議会（編入合併）**

- ・新市の事務所の位置は、須賀川市八幡町135番地とする。

**須賀川市・岩瀬村合併協議会（編入合併）**

- ・新市の事務所の位置は、須賀川市八幡町135番地とする。

**田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会（新設合併）**

- ・新町の事務所の位置は、田島町大字田島字後原甲3531番地1（現在の田島町役場）とする。

**喜多方地方5市町村合併協議会（新設合併）**

- ・新市の事務所は現在の喜多方市役所に置く。（専門委員会報告）

**伊達7町合併協議会（新設合併）**

- ・新市名称及び事務所の位置検討小委員会に付託調整中。

**南相馬合併協議会（新設合併）**

- ・地域自治組織に関する小委員会に付託調整中。

**両沼5町村合併協議会（新設合併）**

- ・民生文教小委員会を設置し協議予定。

**伊達地方7町合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
桑折町	13,700	42.97
伊達町	10,857	9.22
国見町	11,198	37.90
梁川町	21,385	82.93
保原町	24,891	41.99
霊山町	10,031	87.33
月館町	4,653	43.63
計	96,715	345.97

**二本松・東北達地方合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
二本松市	36,233	129.71
安達町	11,752	44.35
岩代町	9,585	98.37
東和町	8,507	72.22
計	66,077	344.65

**田村地方5町村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
瀧根町	5,457	50.70
大越町	5,791	36.66
都路村	3,337	125.37
常葉町	6,547	84.41
船引町	23,920	161.16
計	45,052	458.30

**須賀川市・長沼町（岩瀬村）合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
須賀川市	66,747	154.98
長沼町	6,451	60.34
岩瀬村	6,211	64.23
計	79,409	279.55

**喜多方地方5市町村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
喜多方市	37,495	150.40
熱塩加納村	3,633	156.98
塩川町	10,612	46.24
山都町	4,317	156.21
高郷村	2,514	44.84
計	58,571	554.67

**会津若松市・北会津村（河東町・湯川村）合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
会津若松市	118,118	315.28
北会津村	7,687	28.18
河東町	9,610	39.57
湯川村	3,601	16.36
計	139,016	399.39

**両沼5町村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
柳津町	4,669	176.07
会津坂下町	19,426	91.65
三島町	2,474	90.83
金山町	3,204	293.97
昭和村	1,874	209.34
計	31,647	861.86

**会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
会津高田町	15,564	195.67
会津本郷町	6,506	40.16
新鶴村	4,102	40.54
計	26,172	276.37

**田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
田島町	13,747	350.34
館岩村	2,380	263.55
伊南村	1,887	153.13
南郷村	3,081	119.50
計	21,095	886.52

**南相馬合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
原町市	48,750	198.49
鹿島町	12,740	108.06
小高町	13,756	91.95
飯館村	7,093	230.13
計	82,339	628.63

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	5	財産の取扱い
調 整 方 針	1 4市村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 大信村の所有する山林(大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866,736㎡)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。 3 小田川財産区(白河市)、大屋財産区(大信村)の財産区有財産は、財産区有財産として、新市に引き継ぐものとする。	

区 分		白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村		計	
財 産	行 政 財 産	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物
			2,109,451 m <sup>2</sup>	205,622 m <sup>2</sup>	328,632 m <sup>2</sup>	44,075 m <sup>2</sup>	271,348 m <sup>2</sup>	36,548 m <sup>2</sup>	336,910 m <sup>2</sup>	28,226 m <sup>2</sup>	3,046,341 m <sup>2</sup>
	普 通 財 産	1,074,682 m <sup>2</sup>	6,972 m <sup>2</sup>	1,247,452 m <sup>2</sup>		2,472,566 m <sup>2</sup>		239,327 m <sup>2</sup>		5,034,027 m <sup>2</sup>	6,972 m <sup>2</sup>
債 務	有 価 証 券 及 び 出 資	1,377,874 千円		836,258 千円		379,539 千円		772,863 千円		3,366,534 千円	
	物 品 ( 車 両 等 )	131 台		63 台		49 台		56 台		299 台	
	基 金	1,371,656 千円		1,001,033 千円		480,999 千円		994,841 千円		3,848,529 千円	
	地 方 債	41,946,931 千円		7,349,891 千円		6,028,573 千円		8,396,100 千円		63,721,495 千円	
	債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480 千円		389,416 千円		635,680 千円		435,818 千円		4,671,394 千円	

【参考法令等】

- ・ 市町村の配置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。
- ・ 「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利とされている。(同法第238条)
- ・ 「公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)
- ・ 「「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。
- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

(1) 公有財産調書

(平成15年3月末現在) (単位: m<sup>2</sup>)

区分 (公有財産)	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				東 村					
	土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物				
		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		
行政 財産	本 庁 舎	9,971		8,969	8,969	22,065		3,806	3,806	3,166	33	810	843	2,624				
	支 所・出 張 所 等	10,439	213	1,292	1,504													
	その他の行政機関	985,796	1,453	56,293	57,747									164				
	消 防 施 設	2,929	1,732	516	2,249	2,293	811	175	986	300	355	270	625	1,298				
	公 共 用 財 産	学 校	345,301	4,607	70,421	75,028	60,763		16,333	16,333	84,820	10	10,757	10,767	105,016		15,172	15,172
		公 営 住 宅	98,072	3,111	48,449	51,560	6,219	1,833	5,065	6,898	35,823	1,319	12,016	13,335	17,304	1,288	1,703	2,991
		公 園	330,694	1,567	174	1,741	2,013		274	274	92,433				32,378			
		その他の施設	8,589	1,721	5,103	6,824	197,949	5,733	10,045	15,778	54,806	2,846	8,132	10,978	178,126	1,449	8,281	9,730
	山 林	317,661																
	そ の 他					37,330									333		333	
小 計	2,109,451	14,404	191,217	205,622	328,632	8,377	35,698	44,075	271,348	4,563	31,985	36,548	336,910	3,070	25,156	28,226		
普 通 財 産	宅 地	75,607	6,888	84	6,972	8,979				68,050				7,231				
	田 畑	35,236				11,440				2,369								
	山 林	904,928				1,186,882				1,917,281				137,309				
	そ の 他	58,911				40,151				484,866				94,787				
	小 計	1,074,682	6,888	84	6,972	1,247,452				2,472,566				239,327				
合 計	3,184,132	21,292	191,301	212,594	1,576,084	8,377	35,698	44,075	2,743,914	4,563	31,985	36,548	576,237	3,070	25,156	28,226		

【財産区有財産】

(単位: m<sup>2</sup>)

区 分	小田川財産区 (白河市)	大屋財産区 (大信村)	計
山 林	679,931.00	1,082,410.00	1,762,341.00
雑 種 地	145.98		145.98
合 計	680,076.98	1,082,410.00	1,762,486.98

## (2) 有価証券及び出資による権利等調書

(単位:千円)

	有価証券及び出資の名称	平成15年度末現在額				
		白河市	表郷村	大信村	東村	計
<b>(株 券)</b>						
1	東京電力株式会社	81				81
2	新甲子温泉開発株式会社	2,500	72	54	63	2,689
3	東北ガス株式会社	500				500
4	株式会社ラジオ福島	795	45	30	20	890
5	株式会社福島情報処理センター	300				300
6	赤面山総合開発株式会社	1,200				1,200
7	株式会社福島県食肉流通センター	2,440	300	180	230	3,150
8	西郷観光株式会社	1,000				1,000
9	株式会社楽市白河	5,000				5,000
<b>(出 資)</b>						
10	福島県厚生農業協同組合連合会	8,740				8,740
11	福島県信用保証協会	20,210	1,940	1,110	1,920	25,180
12	福島県農業信用基金協会	1,240	670	540	680	3,130
13	東北労働金庫	300				300
14	福島県土地改良事業団体連合会	2,150	1,000	620	1,390	5,160
15	社団法人福島県国土調査測量協会	100				100
16	社団法人福島県私学振興基金協会	540	90	90	90	810
17	福島県国民健康保険団体連合会	5,824			1,242	7,066
18	社団法人福島県林業協会	28	14	16	14	72
19	財団法人福島県総合社会福祉基金	5,218	405	98	562	6,283
20	福島県予防接種事業振興基金	253				253
21	社団法人福島県総合緑化センター	0	31	19	25	75
22	社団法人福島県畜産振興協会	450	350	300	500	1,600
23	白河地方水道用水供給企業団	1,227,806	701,617	351,069	701,213	2,981,705
24	西白河地方森林組合	188	86		50	324
25	白河地方土地開発公社	2,100	700	550	550	3,900
26	財団法人白河都市整備公社	40,000				40,000
27	白河市水道事業会計	38,507				38,507
28	表郷村上水道第1次拡張事業		127,300			127,300
29	東村水道事業企業会計				48,890	48,890
30	大信村緑のオーナー会			23,700		23,700
31	財団法人福島県労働者信用基金協会				1,468	1,468
32	福島県中央企業団体中央会制度資金				2,900	2,900
33	白河信用金庫				8	8
34	株式会社県南電子計算センター				200	200
35	株式会社ひがし振興公社				10,000	10,000
36	千田地区基盤整備組合				15	15
<b>(出 捐)</b>						
37	財団法人福島県建設技術センター	242		38	42	322
38	財団法人福島県長寿社会推進機構	282				282
39	財団法人福島県青少年会館	96				96
40	財団法人福島県勤労者福祉施設協会	1,400	450			1,850
41	財団法人福島県文化振興基金	2,722		182	341	3,245
42	財団法人ふるさと情報センター	500				500
43	財団法人リバーフロント整備センター	1,000				1,000
44	財団法人暴力団根絶福島県民会議	1,692				1,692
45	財団法人福島県きのこ振興センター	2,400	450	600	450	3,900
46	財団法人福島県下水道公社	70	30			100
47	財団法人福島県社会福祉施設整備基金		213	243		456
48	財団法人雪センター			100		100
49	財団法人福島県産業振興センター		495			495
	合 計	1,377,874	836,258	379,539	772,863	3,366,534

## (3) 公用車等調書

〔平成15年度末現在〕(単位:台)

区 分 (車両等)		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	計
		台 数	台 数	台 数	台 数	台 数
乗 用 車	普 通	43	19	20	19	101
	軽	17	9			26
貨 物 車	大 型					
	普 通	11		1	5	17
	軽	12	2	1	4	19
マ イ ク ロ バ ス		2	2	1	4	9
大 型 バ ス			4	3		7
大 型 特 殊 車 両						
消 防 ポ ン プ 自 動 車		25	3	2	3	33
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車		20	5	17	16	58
軽 ( 特 殊 )			18	1		19
消 防 指 令 車						
そ の 他 の 車 両		1	1	3	5	10
合 計		131	63	49	56	299



## (4) 基金等調書

(単位:千円)

	基金の名称		平成15年度末現在高				
			白河市	表郷村	大信村	東村	計
1	土地開発基金		367,989	116,670	15,351	95,912	595,922
	内 訳	土地	136,042			94,787	230,829
		現金・預金	231,947	116,670	15,351	1,125	365,093
2	財政調整基金		413,243	422,000	254,182	439,500	1,528,925
3	減債基金		2,128	16,620	329	60,500	79,577
4	国際交流基金		126,635				126,635
5	地域振興基金		484	4,121			4,605
6	複合文化施設建設基金		20,035				20,035
7	愛の基金		164,900				164,900
8	小峰城城郭復元基金		1,657				1,657
9	ふるさと文化振興基金		41,787				41,787
10	歴史民俗資料館資料等取得基金		1,522				1,522
11	スポーツ振興基金		42,256				42,256
12	教育財産基金		770				770
13	損害賠償及び災害救助対策基金		3,000				3,000
14	高額療養費支払貸付基金		6,000				6,000
15	地域福祉基金			61,566	121,574	140,256	323,396
16	ふるさと基金			176,415			176,415
17	緑と文化のまち基金			63,774			63,774
18	中山間ふるさと水と土保全基金			6,879	6,799	6,906	20,584
19	繁殖和牛導入事業基金			3,000			3,000
20	役場庁舎建設基金				105		105
21	村史編さん基金				642		642
22	地域づくり推進事業基金				9,343		9,343
23	篤志教育振興基金				2,710		2,710
24	国民健康保険給付費支払準備基金		1	112,097	51,390	66,000	229,488
25	介護保険給付費支払準備基金		80,364	17,882	16,574	15,453	130,273
26	国民健康保険高額療養費資金貸付基金				2,000		2,000
27	国民健康保険診療所基金			9			9
28	小田川財産区基金		98,885				98,885
29	公共施設維持管理基金					16,670	16,670
30	義務教育施設整備事業基金					36,549	36,549
31	多世代交流センター管理基金					18,280	18,280
32	霊園維持管理基金					6,105	6,105
33	育英基金					80,602	80,602
34	家畜導入事業資金供給事業基金					1,682	1,682
35	優良雌牛振興基金					10,426	10,426
	合 計		1,371,656	1,001,033	480,999	994,841	3,848,529

## (5) 地方債等調書

(単位:千円)

区 分 (債 務)	平成15年度末現在高					備 考
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	計	
一 般 会 計	23,059,863	4,717,030	3,923,060	6,270,795	31,699,953	
1 一般公共事業債	1,248,535	33,675	263,889	58,595	1,604,694	
2 一般単独事業債	9,164,611	2,060,468	1,271,677	3,826,318	16,323,074	
3 公営住宅建設事業債	921,396	184,571	250,189	71,484	1,427,640	
4 義務教育施設整備事業債	2,907,668	401,127	451,883	787,360	4,548,038	
5 辺地対策事業債	174,938		117,263	3,292	292,201	
7 災害復旧事業債	322,541	32,023	109,326	17,271	481,161	
8 一般廃棄物処理事業債	158,749				158,749	
9 厚生福祉施設整備事業債	607,209	16,356	116,779	8,174	748,518	
10 社会福祉施設整備事業債		32,900				
14 過疎対策事業債			20,733		20,733	
19 財源対策債	954,424	110,015	52,999	323,710	1,441,148	
20 減収補填債	138,200		264,880	3,336	403,080	S57,S61,H5～7,H9～14年度分
21 臨時財政特例債	244,163	1,225	24,736	4,771	274,895	
23 減税補填債	1,466,509	177,418	113,301	118,724	1,875,952	
24 臨時税収補填債	265,921	28,719	18,723	29,132	342,495	
25 臨時財政対策債	1,711,200	526,400	438,100	193,400	2,869,100	
26 調整債	108,741	13,574	28,464	14,308	165,087	S60～63年度分
27 県貸付金	1,413,738	324,933	58,100	150,203	1,946,974	
28 その他	1,251,320	773,626	322,018	660,717	2,346,964	
一般会計出資債	1,167,265	773,626	322,018	660,717	2,923,626	
その他	84,055				84,055	
特 別 会 計	18,887,068	2,632,861	2,105,513	2,125,305	23,625,442	
下水道事業債(農集排事業含む)	14,251,083	2,040,538	1,740,618	1,252,727	19,284,966	
上水道事業債	2,601,182	592,323		872,578	3,193,505	
簡易水道事業債	1,034,941		364,895		1,399,836	
工業用水道事業債	789,600				789,600	
地方卸売市場事業債	204,232				204,232	
宅地造成事業債	6,030				6,030	
地 方 債 計	41,946,931	7,349,891	6,028,573	8,396,100	55,325,395	
債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480	389,416	635,680	435,818	4,671,394	
合 計	45,157,411	7,739,307	6,664,253	8,831,918	59,560,971	